

令和2年12月8日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
一般社団法人日本作業療法士協会
一般社団法人日本言語聴覚士協会

すべての在宅高齢者等が訪問看護ステーションからのサービスを

継続して受給できる体制を求める要望書（第2回最終署名提出）

【署名数】

累 計 188,035 筆
・患者・利用者・家族 （署名用紙での署名） 105,986 筆
・利用者・家族以外 （インターネット署名） 82,049 筆

令和3年度介護報酬改定に向けての議論のうち、訪問看護ステーションにおいては、一部の事業所でリハビリテーション専門職の配置割合が高いことが俎上に載せられ、看護職員の配置割合を6割とする方針が示されています。

この制度改正により、介護保険利用者だけでも約8万人の方がサービスを受けることができなくなり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は約5千人が雇用を失うと見込んでいます。

われわれ三協会は、すべての在宅高齢者等が地域の実情に応じて必要なサービスと適時適切に受けることが出来る制度改正を求める署名活動を全国的に展開してまいりました。その結果、多くの方々のご理解とご協力をいただき、約19万筆の署名を集めることが出来ました。

政府におかれましては、在宅高齢者等が訪問看護及び訪問看護I-5のサービス需給が継続して行われるよう、今後一切の議論で、以下のことに配慮することを求めます。

【要望内容】

1. すべての在宅高齢者等が訪問看護ステーションからのサービスを継続して受給できる体制とすること
2. 特に経営的視点から中山間部や島嶼の在宅高齢者等が排除されない訪問システムとすること
3. 人員配置を比率で決めるような拙速は避けること
4. 訪問看護ステーションの運営等に本質的かつ継続的な問題があるのであれば、厚生労働省による指導監督を十分に行うこと